

資 料	修復的カンファレンス（対話集会） に関する調査研究について	警 察 庁 少 年 課
<p>1 「修復的カンファレンス（対話集会）」とは 警察官等の司会者の下、非行少年及びその保護者、被害少年及びその保護者等が、当該非行について討議を行うことにより、非行少年の立直り、被害少年の被害回復、地域社会の安全の回復を図るもの。</p> <p>2 調査研究の目的 少年非行総合対策における重要な課題の一つに、非行少年に対して反省、立直りの機会を与える仕組みが十分でないため、非行少年のうち少なからぬ者が非行を深化させてしまうという問題がある。 そこで、このような立直りの機会の一つとして、既に欧米等において開始され、一定の成果を挙げているとされる「修復的カンファレンス（対話集会）」の有効性、効果的な運営方法等について調査研究を行う。</p> <p>3 調査研究会の設置及び今後の日程 平成16年度は、4月20日に第1回調査研究会を開催し、2か月に1回程度の頻度で検討を重ね、平成16年度中に試験的実施のためのマニュアルを策定する予定。</p> <p>4 調査研究会の構成員 座長 堤 和通 中央大学総合政策学部教授 委員 安藤久美子 関東医療少年院精神科医 伊藤 直文 大正大学人間学部教授 太田 達也 慶応義塾大学法学部助教授 川出 敏裕 東京大学法学部助教授 津富 宏 静岡県立大学国際関係学部助教授 (50音順、敬称略) 科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室長 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室課長補佐 警察庁生活安全局少年課理事官兼警察政策研究センター教授 警察庁生活安全局少年課専門職</p> <p>5 調査研究の概要等 「修復的カンファレンス（対話集会）」の法的な位置付け、対象とする非行少年の範囲、試験的に実施する場合における司会者の要件及び具体的な実施要領、我が国における導入の可能性等に関し検討を行う。</p>		